

# 令和2年度 ボランティア活動保険の加入手続きについて

日本国内におけるボランティア活動中の事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々のケガや賠償責任を補償する保険です。  
(活動場所への往復途上も通常の経路であれば対象となります。)

○糸島市内の加入窓口は糸島市社会福祉協議会のみです。(WEB 加入も可能です)

## 【加入に必要なもの】

### ①ボランティア活動保険加入申込書(複写式)

※法人の場合は法人印が必要。

※個人や任意団体の場合は代表者又は担当者の認印またはフルネームの署名で可。

### ②掛け金 1人 350円～500円 ※プラン選択は【参考】およびパンフレットを参照

## 【加入手続き後お渡しするもの】

①加入証(複写式の加入申込書の2枚目)

②領収書

③加入カード・・・加入者名、プラン名、補償期間、連絡先が記入されているかご確認ください。

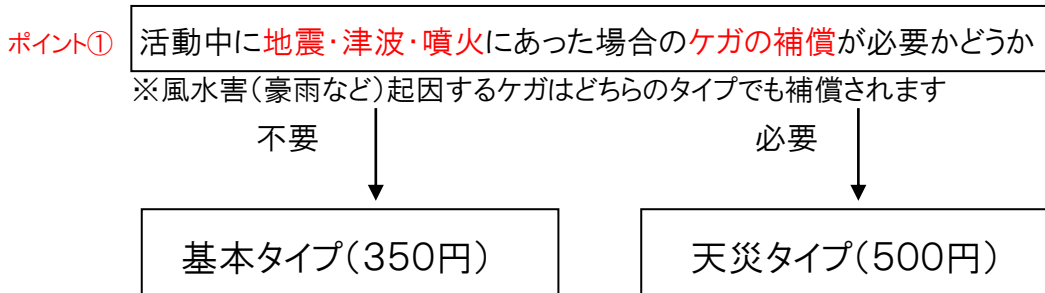
・パンフレットが複数部ほしい方はお申し出ください。

・パンフレットは、インターネットで「ふくしの保険」で検索し、ボランティア活動保険の項目からPDFデータで閲覧・保存することもできます。

○各地災害ボランティアセンターでは、この保険未加入の場合、基本タイプAの加入手続き後の活動となります。(保険料は被災地負担)

○ケガ等があった場合は、活動場所がどこでも、加入窓口を通じての手続きとなります。被災現地の負担を減らすためにも、糸島市社会福祉協議会での加入にご協力をお願いします。

## 【参考】加入プラン・タイプの選び方



※補償額はパンフレットをご参照ください。

※地震・津波・噴火に起因する損害賠償責任は、どちらのタイプでも補償されません。

.....

## 【参考】 Q & A

### Q 補償期間はいつからいつまでですか？

A 今回は大規模災害特例が適用されており、ご加入手続日から加入年度末までが補償の期間となっています。(加入日から有効)

1日のうち、ボランティア活動を行う目的をもって自宅を出発したところから、活動場所に到着して活動し、直接自宅に帰着するまでの間が補償されます。

### Q ボランティア活動先まで自家用車の往復で事故があった場合は補償されますか？

A 自動車による事故は、ボランティア自身のケガのみが補償の対象となります。

対人・対物事故などの損害賠償責任については補償の対象となりません。(自動車保険でのお支払いとなります。)